

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本区の人口は、昭和38年の253,336人をピークに、昭和39年からは減少が続き、平成10年には165,864人まで落ち込んだが、平成11年以降は増加に転じ、平成30年5月現在219,194人まで回復している。

平成27年9月に策定した「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において行った将来人口についての推計によると、今後、老年人口が増え続ける一方、生産年齢人口が減少し続けるとともに、令和7年を過ぎると年少人口も減少するため、本区の人口は減少に転じると予測されている。

本区では、明治以降、大手印刷会社や中小の印刷・製本関連事業所の立地が進んだ印刷・製本業、大学の附属病院などが多く立地していることにより集積している医療関連産業などが地域産業となっている。また、卸売業、小売業、飲食サービス業など様々な分野の業種が区内全域に立地している。

また、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格や原材料費の高騰、国際情勢など現下の複合的な要因による経済変動を踏まえ、区内中小企業の事業継続と企業力の向上を支援する必要がある。

これらの課題に対応するためには、早急に区内中小企業の生産性を高め、経営基盤の強化を図る必要がある。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、区内中小企業の先端設備等の導入を促進することにより、生産性の向上を短期間に実現し、もって、区内産業の持続可能な経済成長を図る。

先端設備等導入計画について、導入促進基本計画の計画期間である2年間で、60件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本区は、地域産業である印刷・製本業、医療関連産業をはじめ、卸売業、小売業、

飲食サービス業など、様々な分野の事業所が立地しているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本区では、区内全域に様々な事業所が立地しており、生産性の向上を早期に実現するため、本計画の対象区域は、本区の全域とする。

(2) 対象業種・事業

本区では、様々な分野の事業所が立地しており、生産性の向上を早期に実現するため、本計画において対象とする業種及び事業は、全ての業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団関係者については先端設備等導入計画の認定の対象としない。